

【重要】加入者情報（個人番号下4桁等）及び資格情報のお知らせ確認のお願い

令和6年12月2日より健康保険証（以下、保険証）が廃止され、交付ができなくなります。

今後は、医療機関等を受診する際の保険資格の確認は、原則、保険証の利用登録を行ったマイナンバーカード（以下、マイナ保険証）で医療機関等を受診することとなります。

このため、10月下旬～11月上旬頃に「資格情報のお知らせ」と「個人番号（マイナンバー）」の確認のお願いを事業所様経由で皆様のお手元に配付いたします。（任意継続加入の方は直接ご自宅に郵送いたします）。

このお知らせは、令和6年12月2日以降の健康保険証廃止後に、皆様がマイナ保険証（健康保険証として利用登録されたマイナンバーカード）を安心してご利用いただくためのもので、当組合における登録内容を確認していただく大変重要なお知らせとなります。

お手元に届きましたら、登録内容を確認していただき、大切に保管してください。

（表示されております下4桁の数字がご自分のマイナンバーの下4桁と一致していない場合や、登録内容に違いがある場合は、当組合までご連絡ください）

【お手元に届く書類】

資格情報のお知らせと個人番号（マイナンバー）確認のお願い
リーフレット

「資格情報のお知らせ」はこのような時にご利用いただけます。

①医療機関等にカードリーダーがない場合や不具合で使えないときは「マイナンバーカード」と「資格情報のお知らせ」を医療機関等に提示することで受診が可能となります。

※「資格情報のお知らせ」のみでは医療機関等を受診することはできませんので、マイナンバーカードと併せて大切に保管をしてください。

②当組合へ各種申請をするとき

当組合への各種申請には記号・番号の記載が必要です。保険証廃止後も「資格情報のお知らせ」でご確認いただけます。

【関連リンク】

マイナンバーカード総合サイト（リンク先：<https://www.kojinbango-card.go.jp/contact/tel/>）

マイナンバーカードの健康保険証利用について（リンク先：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html）

マイナンバーカードは保険証として利用できます（リンク先：https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html）

* マイナ保険証は原則、**資格取得届・被扶養者異動届の受付日より5日以内にオンライン資格確認の登録を完了**しますので、マイナ保険証による医療機関の受診が可能となります。（届書の情報が正確でない場合は登録が遅延しますので正確な情報を速やかに事業所に提供いただきますようお願いいたします）

* マイナ保険証をお持ちでない場合は、**マイナンバーカードを取得の上、マイナ保険証の利用手続きをお願いいたします。**